

著作権関連書籍リスト

~~~~~  
読みやすい

1. 誰でもわかる著作権（岡本薫／全日本社会教育連合会）
2. デジタル時代の著作権基礎講座（ACCS）
3. 著作権とは何か（福井健策／集英社）
4. インターネットの法と慣習（白田秀彰／ソフトバンククリエイティブ）

マンガ関連

5. マンガと著作権（米沢嘉博／コミケット）
6. マンガ論争勃発 2007-2008、同2巻（永山 薫（著）、昼間 たかし（著）／マイクロマガジン社）
7. 封印されたミッキーマウス（安藤健二／洋泉社）
8. 封印作品の闇（安藤健二／大和書房）

事例関連

9. 新ゴーマニズム宣言第3巻（小林よしのり／小学館）
10. 脱ゴーマニズム宣言（上杉聡／東方出版）
11. ラストメッセージ in 最終号（辻野昭子・長谷川真理子（編集）／第三書館）

専門書

12. 理系にも分かる知的財産法講義（大塚康英・廣田浩一／弘文堂）
13. 理系のための法学入門（杉光一成／法学書院）
14. 知的財産法入門（土肥 一史／中央経済社）
15. 著作権法判例百選（有斐閣）
16. 著作権法（中山信弘／有斐閣）
17. 著作権法逐条講義（加戸守行／著作権情報センター）

## 著作権の制限

### 「定められた条件で自由利用」

著作権法では、一定の場合に、著作権を制限して著作物を自由に利用することができることになっています。しかし、著作権者の利益を不当に害さないように、また著作物の通常の利用が妨げられないように、その条件が厳密に定められています。また、著作権が制限される場合でも、著作者人格権は制限されません。

★

#### □ 私的使用のための複製（第30条）★

自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製することができる。ただし、デジタル方式の録音・録画機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対し補償金の支払いが必要。コピープロテクション等技術的保護手段の回避装置などを使って行う複製については、私的複製でも著作権者の許諾が必要。違法な音楽・映像のネット配信と知りながらダウンロードすると著作権侵害となる。

#### □ 図書館などでの複製（第31条）

法令で定められた図書館などに限り、利用者に対し複製物の提供などを行うことができる。

#### □ 引用（第32条）★

自分の著作物に引用の目的上正当な範囲内で他人の著作物を引用して利用することができる。

#### □ 教科書への掲載（第33条）

学校教育の目的上必要と認められる限度で教科書に掲載できる。ただし、著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要。教科書に掲載された著作物は、弱視の児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科書に用いられている文字、図形等を拡大して複製することができる。

#### □ 学校教育番組の放送など（第34条）

学校教育番組において著作物を放送することができる。また、学校番組用の教材に著作物を掲載できる。ただし、著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要。

#### □ 学校における複製など（第35条）★

教育を担当する者及び授業を受ける者は授業の過程で利用するために著作物を複製することができる。また、当該授業が行われる場所以外の場所で同時に授業を受ける者に対して公衆送信を行うことができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。

#### □ 試験問題としての複製など（第36条）

入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、営利目的のための利用は、著作権者への補償金の支払いが必要。

#### □ 点字による複製など（第37条）

点字によって複製することができる。またパソコン・ネットワークによって点字データの保存や送信すること、及び点字図書館・盲学校の図書室など一定の施設において視覚障害者向けの貸出し用として著作物を録音し、自動公衆送信することができる。

#### □ 聴覚障害者のための自動公衆送信（第37条-2）

聴覚障害者のために、パソコン・ネットワークによるテレビ音声の字幕送信（リアルタイム字幕）を行うことができる。

#### □ 非営利目的の演奏など（第38条）★

営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合は、著作物の上演・演奏などができる。ただし、出演者などは無報酬である必要がある。

□ 時事問題の論説の転載など (第39条)

新聞、雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、転載禁止の表示がなければ、ほかの新聞、雑誌に掲載したり、放送したりできる。

□ 政治上の演説などの利用 (第40条)

公開の場で行われた政治上の演説や陳述、裁判での公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合を除き利用できる。

□ 時事事件の報道のための利用 (第41条)

名画の盗難事件を報道するためにその絵の写真を新聞に載せるような場合には、著作物を利用できる。

□ 裁判手続などにおける複製 (第42条)

裁判の手続のためや、立法、行政上の内部資料として必要な場合もしくは特許、意匠、商標、実用新案、薬事に関する審査等の手続きのためには、著作物を複製することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。

□ 情報公開法による開示のための利用 (第42条-2)

情報公開法や情報公開条例により開示する著作物を複製したり、再生したりすることができる。

□ 放送などのための一時的固定 (第44条)

放送事業者などは、放送のための技術的手段として著作物を一時的に固定することができる。

□ 美術の著作物などの所有者による展示 (第45条)

美術の著作物又は写真の著作物などの原作品の所有者は、その原作品を展示できる。

□ 公開の美術の著作物などの利用 (第46条)

建築物や公園にある銅像などは写真撮影したり、テレビ放送したりすることができる。

□ 展覧会の小冊子などへの掲載 (第47条)

展覧会の開催者は、解説、紹介用の小冊子などに、展示する著作物を掲載できる。

□ プログラムの所有者による複製など (第47条-2)

プログラムの所有者は、自ら電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。

□ 保守・修理のための一時的複製 (第47条-3)

記録媒体を内蔵する機器の保守・修理を行う場合、記録されている著作物のバックアップのために一時的に複製することができる。

(社) 著作権情報センター (2009-1-22) (<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html>) ( \_\_は生田)

【参考】

● 翻訳・翻案などによる利用 (第43条)

権利制限された著作物は翻訳・翻案・編曲・変形できる場合が多い。

● 出所の明示 (第48条) ★

権利制限による著作物の利用では、出所の明示義務がある。私的使用目的の複製のように、出所明示が無意味・不適當な場合は省略できる。慣行により出所明記が省略できることもある。

● 複製物の目的外使用の禁止 (第49条)

制限規定に基づいて作成された複製物であっても、目的外使用は禁止されている。

【適法引用の要件】★

1. 公正な慣行 2. 目的上正当な範囲 (3. 区別明瞭性 4. 主従関係) ←パロディモンタージュ事件

【要約引用】原文の趣旨に忠実な要約は引用ができる。(学説は分かれる)

## 【引用のイメージ】

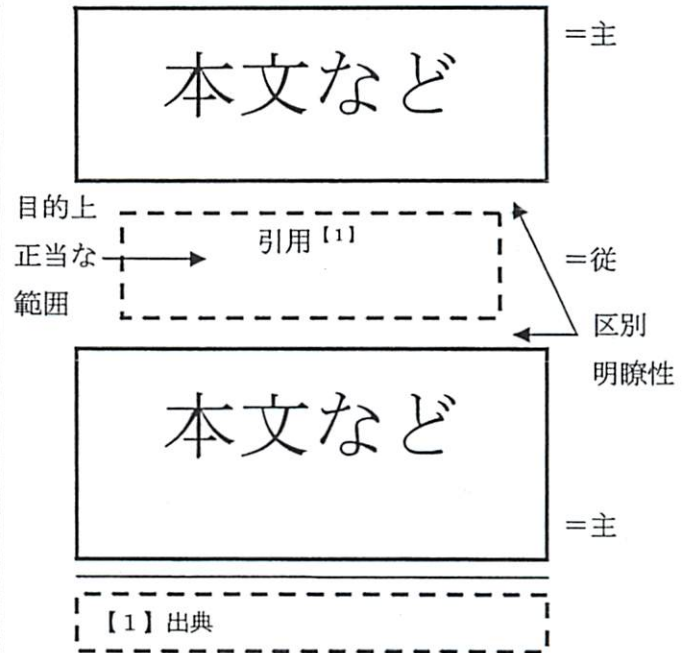
### 【例】

情報の授業で引用の宿題を出すと、一定の割合で引用される有名な言葉がある。

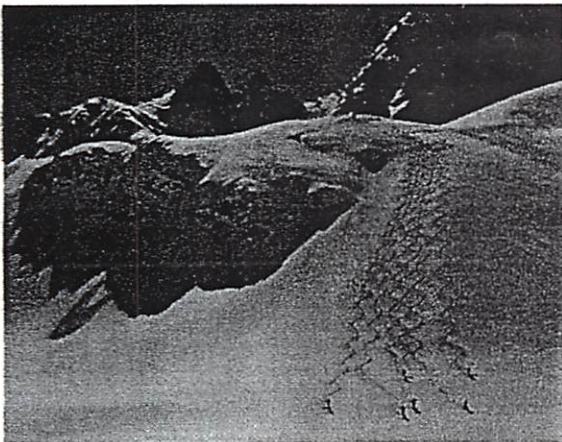
あきらめたらそこで試合終了ですよ…？<sup>【1】</sup>

この言葉はバスケットボール経験者以外の生徒にも人気があるようだ。どの分野においても最後まで取り組むことで成長した生徒がいるのだろう。

【1】井上雄彦『スラムダンク』第8巻、集英社1992



## パロディモンタージュ事件



左：白川義員／右：マッド・アmanoによるパロディモンタージュ（三枝国際特許事務所より）



原告は複製権・翻案権・氏名表示権・同一性保持権の侵害を主張。被告はフォトモンタージュが伝統ある芸術技法であることと自動車による公害を批評するための風刺と主張。一審は被告敗訴。二審は「オリジナルと全く異なる意図の批評や風刺は許される余地がある」として被告勝訴。最高裁は引用基準により被告敗訴。その後和解成立。

## 著作権—国際条約

### 1. ベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約）

- ・ 1886 作成（日本は 1899 加盟）
- ・ 特徴的な原則は以下の 4 項目

#### （ア）無方式主義

著作権の発生には手続きを必要としない

#### （イ）内国民待遇

同盟国の外国人に対して、自国民に与えている著作権と同様の保護とベルヌ条約の保護を与える

例外：保護期間は短い国の方を適用する（最短は死後 50 年 or 公表後 50 年）

(ウ) 著作者人格権の保護

著作権が移転しても著作者が著作者人格権を持つ

(エ) 遡及効…ベルヌ条約締結前に創作された著作物もベルヌ条約で保護する

★ 方式主義…著作権の取得に登録手続きが必要

2. 万国著作権条約

- ・1952作成(日本は1956批准)

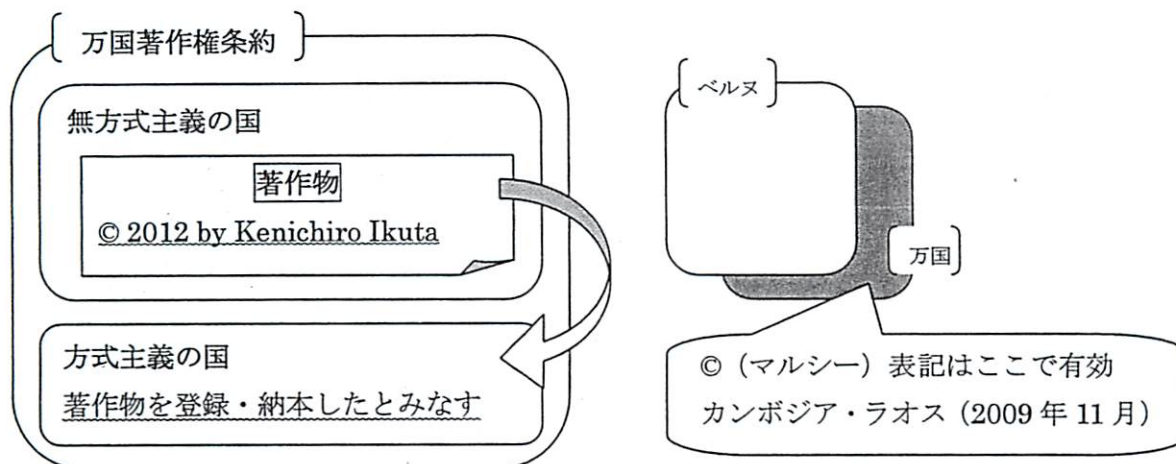
(ア) 特徴

- ① 内国民待遇
- ② ©(マルシー)表示
- ③ 不遡及…万国著作権条約締結後に創作された著作物のみ万国著作権条約で保護する。
- ④ ベルヌ条約との差違がある場合は、ベルヌ条約を適用。

(イ) 経緯

方式主義の国(主に米国)も参加できる国際条約が必要であった。1989年に米国が無方式主義をとりベルヌ条約に参加したので、その国際的な存在意義は…?

・©表示



3. ローマ条約(実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約)

- ・1964年発行(日本は1989加入)

(ア) 内国民待遇

(イ) 不遡及

※ キリバス、ツバル、ナウル、バヌアツ、マーシャル諸島はどの知財条約にも入っていない